

第44回議会運営委員会記録

令和7年3月3日

【開催日】 令和7年3月3日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時36分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	山田伸幸	議員	吉永美子
議員	矢田松夫		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁		

【審査内容】

- 1 政治倫理条例について
- 2 議会アドバイザー、江藤俊昭氏による議員研修について
- 3 令和7年第1回3月定例会に関する事項について
- 4 全員協議会の開催日時の確認について
- 5 その他

午後1時30分 開会

宮本政志委員長 お疲れさまです。ただいまから、第44回議会運営委員会を開催いたします。本日、委員外議員として、矢田議員、山田議員、吉永議員が出席を求められておられますが、皆様、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、矢田議員、山田議員、吉永議員、御着席

ください。

(矢田松夫議員、山田伸幸議員、吉永美子議員 着席)

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の1点目です。政治倫理条例についてです。前回まで政治倫理条例についてはいろいろな議論をしてまいりました。廃止すべきだという御意見があり、みらい21の大井委員、創政会の伊場委員、そして日本共産党の山田議員に関しては、その根拠を議論の中でしっかり述べられておられます。政治倫理条例第3条や第7条、議会基本条例第27条、議会基本条例の第三者機関などいろいろ踏まえた上で改正は難しいという根拠を示されながら廃止だという御意見が出ております。前回の議会運営委員会の最後では、高松議長から、改正の必要性について述べられた委員や議員に対して、根拠を示したほうがいいという旨の御発言もありました。そこで、これまでの議事録を私なりに全てまとめてみました。その中で幾つか論点がありました。その一つが政治倫理条例第3条についてです。主にこの第1号が論点にはなっていたんです。まず、至誠一心会の笹木委員にお聞きします。第3条第1号について、「適切な表現になっていない」という発言がございましたから、適切な表現を示された上で第3条第1号の改正についての御意見をお聞きします。

笹木慶之委員 第3条第1号については、内容そのものがきちんと具備されていない、表現されていない、捉えられていないという意味合いで解釈しました。したがって、必要ではないということです。

宮本政志委員長 今の笹木委員の意見について、特に廃止の意見をおっしゃっている大井委員、伊場委員、山田議員から何か御意見はないですか。

伊場勇委員 今、笹木委員は、第3条第1号はもう必要ではないと言われたと解釈しています。適正な表現になっていない、もう必要がないとは、第

1号は削除すべきという意味でしょうか。

笹木慶之委員 先ほど言いましたように、ていをなしていないから必要ないということですか。

宮本政志委員長 笹木委員、第1号が必要ないということは、削除ということでしょうか。

笹木慶之委員 第3条第1号という定義がされているから言うのであって、もちろんそういったことについては適切なものとして表現されていないので、それについては必要でないという意味です。

宮本政志委員長 笹木委員、必要でないという言葉では分かりにくいです。第3条第1号に関しては削除するべきだということでしょうか。あるいは、第1号は改正するべきだということでしょうか。

笹木慶之委員 強いて言うならば、第3条第1号は、市民全体の代表としての品位とか名誉とかを保持して職務に関して疑義を持たれる行為をしないことという非常に広い意味合いで捉えているわけです。そのこと自体が政治倫理基準として適しているのかどうかというところに問題があるので、それについてはあえて必要でないということを行っているわけです。それ以上のことはありません。

宮本政志委員長 だから削除したらいいということですか。必要でないということは削除ということでもいいんですか。これについて御意見はございますか。

大井淳一郎委員 第3条第1号をどうするかという話ですけれども、創政会をはじめ何人かは政治倫理条例自体の廃止の話をしているので、私を含めてその方々はこの文言をどうするかとは言えないんですよ。今は政治倫

理条例を廃止するのではなくて、残した上で改正すべきだという意見の方でないと言えなないのでどうすればいいのかと思っています。

宮本政志委員長 今、大井委員、伊場委員、山田議員、吉永議員は、それぞれ第3条第1号については削除するべきだとおっしゃっています。山田議員は、全体的に不備だとおっしゃっているんです。至誠一心会は、議事録に目を通すと、政治倫理条例の廃止を否定しています。ですから、論点が幾つかあるんですが、まず第3条第1号についてはどういう見解なのかを聞いているんです。前は「適切な表現になっていない」という御意見で終わっているんで、適切なのはどういう表現ですかと聞いているんです。例えば、伊場委員は、それぞれの主観によって考え方が異なるなどの理由を言った上で削除と言っています。至誠一心会は、削除というニュアンスのことは言っていないで、表現を変えて残すべきだと考えていると読み取れるので、どういう表現をされるんですかとお聞きしましたが、第3条第1号は必要ないと、削除すべきだということでした。至誠一心会は、政治倫理条例自体を廃止していいとは言っていないんですが、第3条第1号に関しては削除だということですね。違いますか。

笹木慶之委員 第3条第1号だけで進めるのではなくて、政治倫理条例が全体的にどうあるべきかを言わないと、何がしかの整理をしないと発言につながらないということなんですよね。今までいろいろ議論した中で、それぞれまとまった中で方向性が決まったわけですから、我々の会派とすれば、その方向性で決定したいという意味です。

宮本政志委員長 笹木委員、これまでの流れから行くと、至誠一心会としては、政治倫理条例は廃止すべきではないということが前提にあって、今からほかの条文にも入っていくとして、まず第3条については第1号を削除してほかはそのままでいいんじゃないかということになったと思うんですが、そうじゃないんですか。

笹木慶之委員 第3条がいいとか悪いとかではないです。

宮本政志委員長 そうおっしゃっていますよね。

笹木慶之委員 第3条第1号がどうなのかと言われるから、これは不必要だとなったわけです。

宮本政志委員長 だから削除ということでしょう。

笹木慶之委員 要らないでしょう。

宮本政志委員長 つまり削除ということなんですよ。だから、至誠一心会は、第3条第1号に関しては削除ということですが、政治倫理条例そのものを廃止するとは言っていないからね。皆様、これについてはもうそれぞれ御意見を言われています。矢田議員は、何も変える必要はないとおっしゃっているんですよ。基本条例第27条に関してもいろいろな議論が出たんだけど、基本条例第27条も政治倫理条例も何も変える必要はない、つまり改正したり廃止したりすることには反対だと。矢田議員の见解を改めてお聞きしていいですか。

矢田松夫議員 今、言われたとおりであります。政治倫理条例についての目的を達成するためには第3条第1号は必要であるので、何ら廃止する必要はないというのが私の意見です。だから、第3条第1号がどうこうという議論には入れないです。全体的に現状維持だということですよ。

宮本政志委員長 委員長として要望します。例えば、矢田議員からは一切変える必要がないという御意見がございました。これは削除するべきだという御意見が多いんですけど、そこを議論していただくと分かりやすいんです。これに関してはこうだから残すべきではないと、あるいはこういう論拠で残すべきだという議論をしていただくと非常に助かります。

今後、政治倫理条例については議案として提出していくようになるんですが、そのときの提案理由は抽象的ではいけないので、議論を尽くさないと提案理由をつくれないうです。ですから、なぜそのまま残すべきとか、なぜ削除すべきとか、そういった議論に入っていただきたいです。

伊場勇委員 矢田議員に確認します。私は、政治倫理とは職業倫理だと思っています。職業倫理の中で議員としてふさわしい行動をすると。一般倫理と混ざってしまってなかなか解釈が難しい部分があるんですけども、職業倫理としての政治倫理については、やはりしっかり区切るべきだと思うんです。私の会派はそういう考え方なんです。一方、矢田議員は、議員は24時間議員なんだから議会外のことも全て政治倫理に当てはまるという御見解でしたが、それはそのままお変わらないということでしょうか。

矢田松夫議員 はい、そのままです。

宮本政志委員長 伊場委員、待ってください。政治倫理条例全体はまた後で行きます。政治倫理と一般倫理の違いに関しては、大井委員からも御意見が出ていますが、今は第3条第1号に関しての議論です。第3条第1号に関しては、至誠一心会から削除するべきだという意見が出ましたから、矢田議員以外はその流れなんです。けど、矢田議員は何も改める必要はありませんと言っているから、第3条第1号の削除には反対ということでしょう。条例全体のことは後から入ります。

伊場勇委員 第3条第1号のことについて言いますと、他市議会では「不正の疑惑を持たれる行為をしてはならない」という条文になっているところが結構多いんです。要は、議員の立場を利用して不正な行為をした場合に政治倫理基準に違反するとなっているんですけども、現在の本市議会の条文で行くと、いろいろな解釈ができてしまって、一般倫理も入っ

てきてしまって、不正じゃない部分も入ってくるんじゃないかと。そこにいろいろ主観的な考え方の違いがあるので、なかなか解釈が難しいというのが問題だと思うんです。それについては、矢田議員の中での政治倫理とは、一般倫理も含めたものだという解釈でよろしかったでしょうか。

矢田松夫議員 第3条第1号は、一番重要なところだと思います。議員に当選し、議員の職に就けば、その職務に関して疑惑を持たれるようなことは24時間するなということです。ですから、破廉恥行為であろうが自治会活動であろうが、議員の身分を持つ者が疑惑を持たれるようなことはしてはいけないというのが私の持論です。

大井淳一郎委員 矢田議員、職務に関してということ強く言われましたが、ここを強調すると一般的な倫理は含めにくくなると思うんですが、いかがですか。

矢田松夫議員 ですから、職務が中心で、その前に品位と名誉を保持すると。その職務というのは、議員の身分であればやはり24時間とっております。その分け隔てをするなということです。

山田伸幸議員 第3条第1号については、これを使えば何でも含まれるということで、今までも審査会が行われてきました。例えば、政党活動も含まれると。これは正直に言って論外です。そこに議会が口出しをすることはおかしいと思います。矢田議員は自治会活動も含めてと言われたんですけれど、それぞれの団体のことを議会が取り上げることは改めていくことが必要であるし、それを許容するような範囲の捉え方は問題であると思います。

宮本政志委員長 第3条第1号について、山田議員はこれまでも「恣意的な判断が幾らでもできる」とおっしゃっていますね。また、伊場委員は「そ

それぞれの主観でいろいろな取り方がある」ということで、第3条第1号を問題視していますね。大井委員も「拡大解釈できてしまう」ということを言われています。吉永議員も削除とおっしゃっています。矢田議員は、第3条第1号についても手をつけずにこのまま残すべきだということをしかり説明されました。矢田議員、議論を尽くして、やはり矢田議員が言うとおりと、削除と言ったけど第3条第1号はやはり残すべきだと、そのように皆さんの考え方が変わるぐらいしかり根拠をしめして議論していただきたい。頑張ってください。

矢田松夫議員 頑張ってくれと言われたって、これ以上どうすることもできないよね。納得する説明をしろと言われてもね。僕としては、市民全体の代表として第3条第1号は必要であると、残してくれと言っている。理由は、議員としての職務を24時間果たさないといけないからだ。これ以上何を言うことができますか。僕はもうそれ以上はないです。あとは委員長のさばきではないですか。

宮本政志委員長 第3条第1号は、議論によって皆さんの考え方が変わることはないみたいですね。では、次に行きましょう。第6条、審査会の設置についてです。

山田伸幸議員 第6条は委員会の設置のことで、議員が審査会の委員となることについて疑問があります。第7条にも付随するんで、第7条のことを判断しなくてはいけないわけですけど、そこまで議会が達しているかということなんです。かなり深く法的な根拠も含めて検討しなくてはいけないんですけど、議員はそういう専門性を持ち合わせておりません。大井委員のように、中には法律の勉強をしかりされている方もいらっしゃいますけれど、そうでない議員もいる中で政治倫理審査会の委員を議員が務めることに対して疑問があります。やはり多人数会派その意向に結論が引っ張られるおそれが出てきますし、そういった点でも審査会の在り方自体に疑義があります。ですから、これについても議会以外の

専門家が当たるのであればまだ考える余地はありますけれど、議員がなるといふことについては疑義があります。

宮本政志委員長 山田議員は、審査会そのものについては、今おっしゃったようなことも踏まえた上で政治倫理条例そのものが不備だとおっしゃっていましたね。審査会について、至誠一心会と吉永議員にそれぞれお聞きしたいです。至誠一心会の笹木委員は、審査会の委員を議長が議員の中から任命するという手法について好ましい方法ではないと言われたんですよ。第6条第2項のことですね。これについて、至誠一心会としてはどういう方法がいいのかをお聞きしたいです。

笹木慶之委員 この件については、我々もいろいろ議論をしていたわけですが、第6条では、審査会の委員は8人で、議員のうちから議長が任命するとなっていますね。これは第三者機関に委任したほうがいいんじゃないかという意見が出たわけです。我々もいろいろ調べてみたけど、これはやはりなじまない方法だから無理だということが結論なんです。政治権力を行使する者が守るべき倫理は、自らを正すべきだということが結論になっているわけです。だから、廃止という形につながっていくわけです。政治倫理は、本来自立的、自発的に考えるべきものであり、あるいは他の法律でもカバーされていると。第7条第5項の中で言っているように、法律上の疑義があって意味がなくなっているということであれば、機能を発揮できないし、強いて立ち返って言うならば、政治家としての権力を行使する者が守るべき倫理であって、それ以下ではないという結論を出しました。

宮本政志委員長 議事録を見ると、至誠一心会は確かにずっと第6条第2項について問題だとおっしゃっています。ただ、今しがた条例の廃止と言われましたね。

笹木慶之委員 そういう結論になっていくわけです。

宮本政志委員長 分かりました。今までAという意見をずっと言ってきたけど、会派で話してBに変わりましたというときに、ただBに変わりましたというだけではいけませんから、今のような形でAからBに変わりましたという説明を頂けると分かりやすいです。吉永議員も審査会のメンバーをきちんと定めておくべきだとおっしゃっているんですけど、今の規定では委員は全員議員なんです。メンバーを定めていくべきだということについて、詳しくお聞きしていいですか。

吉永美子議員 それに思いに至ったのは、これまで政治倫理審査会を開いていく中で、議員が議員を罰するみたいことは本来ではないと思いましたが、やはり議員ではない有識者など、つまり中立な立場にいる人が審査会に入るべきだと思っております。先日、第三者機関を議会が設置するのはなじまないという話が事務局からあったと思っておりますので、これについては調査などしていかないといけないと思っておりますが、議員が議員を罰することは避けるべきというのが実感です。

宮本政志委員長 第6条第2項に関して、議員から委員8人を議長が任命するということが果たしていいのかと。第三者機関に委ねるということに関しては少し否定的な考えと受け止めましたが、吉永議員、公明党としての案は何かありますか。今、8人の委員は全員議員です。議員が議員を裁くべきじゃないということは、外部の人を審査会に入れるべきだと受け止められたんです。ただ、気をつけないといけないのが、政治倫理審査会は特別委員会の扱いだと解釈しているんですよ。そうすると、議員以外の者を委員として委員会に入れるのは条例上できないようになっていますので、それを前提として何か案があればお聞きしたいとは思いません。

吉永美子議員 案があるということではないです。ただ、他市がやっているから、何とかしてうちでもできないのかと思っております。他市が全くでき

ていないんだったら私もそのように思わないんだけど、よそでは有識者等が委員になっているということは、何かクリアできる手法がないのかと思ったので発言しています。

宮本政志委員長 分かりました。もしも案があればと思ってお聞きしました。吉永議員は立川市議会を例に出されましたが、そうするべきだとはおっしゃっていないですね。そこも参考にしながら、また、第三者機関等も踏まえて議論したらどうでしょうかということでした。今の吉永議員の発言も踏まえて御意見はございますか。

大井淳一郎委員 県内の某市議会では、政治倫理審査会のメンバーは議員なんですが、弁護士を参考人として呼んで妥当性について聞いているという事例はあります。そういうパターンであっても、最終的に審査会のメンバーである議員が何らかの処分の当否を判断するというところが一つあり、また、附属機関を置くというやり方も可能性としてあるんですけども、附属機関を置いてもそもそも性質上なじまないという問題点の一つあり、また、仮になじんだとしても、諮問するわけですから結果が返ってくるんですよ。最終的には議員がその答申を尊重して何らかの処分をするので、結局、議員が当否を判断して処分することになりますというのが一つ、その辺りで限界を感じているということ、以前お話ししたことの補足として言わせていただきます。もう一つ、他市では、市の行政機関の附属機関として置いている場合もあります。要は対象として市長と議員を並べてから政治倫理審査会を行うというところもあるんですが、市との調整も必要ということも含めて、なかなか時間もかかるし、整合性が取れるかどうかというのも現時点では難しいと判断しているので、附属機関という手法も困難だという結論に達したところです。

宮本政志委員長 今、論点は二つです。附属機関と処罰ということがやはり出ると。結局、第三者機関とか附属機関とかに任せたとしても、結果的には議会に返ってきて、そして第7条の措置に移行すると。第7条第5項

の辺に少し絡んでくるんですけど、こちらについて御意見をお聞きしたいです。

山田伸幸議員 第7条では政治倫理審査会で決めて処分するわけです。入り口は適否ですけども、そこで適とされればもう審査に入るわけです。弁明の機会があってもその弁明で結論が変わるかということ、そういうことはないんです。第5項では、政治倫理基準に違反すると認めた場合には、議長の注意や謝罪文の朗読をさせるよと。第6号では被審査議員はこれを尊重しなさいと。必要な措置を自ら講じなさいと。第7号では前項の措置を投じなかつたら議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するために必要と認める措置をすると。あくまでも議会が正しいという前提で全てが始まるんです。本人が弁明しても認められないという形になっていますので、この実態は非常に大きな問題をはらんでいるし、議会が失敗を認めないような内容になっていますので、これは大きな問題があると思います。

宮本政志委員長 ほかの方に御意見を聞きたいです。附属機関の設置ではない議論が前回にありましたね。附属機関の設置のほうに行きがちなんですけど、つまり附属機関だろうが第三者機関だろうが、それを設置してそこに任せたとしても、出てきた結果に対してこういう問題が出てくるといことが大きな論点になっていたわけです。その点で少し意見をお聞きしていいですか。

伊場勇委員 政治倫理審査会は、本市議会では条例に基づいて設置しております。しかし、地方議会ではそもそも法律の根拠がない。今は我々が条例をつくって設置していますが、地方自治法上の根拠はない。国は、国会法で政治倫理審査会を定めているわけです。地方議会では法的根拠がないので、どこまで公的な会議と認められるのか、どこまで権限を持っているのかというところが一つ大事なポイントだと思います。なので、附属機関にしたとしても、結局、最終的に我々が判断すべきものである

のであれば、実効性がない、強制力がないものですので、そこをどこまで重んじるかという話になると、もうリスクしかないと思っています。

宮本政志委員長 伊場委員は、第7条のことというよりも、政治倫理条例そのものの全体について常にそれを言っていましたよね。至誠一心会、御意見はございますか。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたとおりですが、附属機関でどうこう議論したとしても、結果的には政治倫理審査会に戻ってくるわけです。ということになれば、何をか言わんということになるんだから、もうその方法はなじまないということです。

大井淳一郎委員 第7条に関して言えば、前にも言ったと思いますし、先ほど伊場委員も言われたように、法的根拠がないということがあります。また、処分というか審査会の決定を受けて議長が注意することについて、議長が何の権限で注意するかという点があります。また、議場における謝罪文の朗読という形で議員個人の意思に反する行為を強制するという事で、それに応じた場合の訴訟リスクも考えなければいけない。本市議会はたまたま議員がそれに逆らってきましたので問題にはならなかったんですけども、やはり応じた場合には訴訟にリスクがあると考えます。

宮本政志委員長 矢田議員、何か御意見はございますか。

矢田松夫議員 変えるなど。一言言うと、芸がないから。議論する場だから。第5条、第6条、第7条についても、議員が第3条に抵触するという事になれば、議員だからこそ議会内で審査されるべきだということで、このままでいいということです。

宮本政志委員長 矢田議員、例えば政治倫理審査会で基準違反だと認定されて、

第7条に沿って議長の注意と謝罪文の朗読の措置が決まったとして、それを議員が拒否した場合については、どう思われますか。

矢田松夫議員 これは私も経験がありますね。政治倫理審査会の会長をしておりましたからね。やはりこの条例に基づいて守るべきだと思います。

宮本政志委員長 守らなかった場合は、どうお考えですか。もうそれで終わりですか。

矢田松夫議員 現状はいまだにそのままですよ。

宮本政志委員長 もう聞かなければ聞かないで仕方ないということですね。仮に政治倫理条例違反で議長による嚴重注意と被審査議員による謝罪文の朗読を科して、被審査議員が嚴重注意を受けて謝罪文の朗読も行ったとして、その後に国家賠償請求が起こった場合、結論はもう司法の場ですからそれは別にして、国家賠償請求が起きることについてはどう思われますか。

矢田松夫議員 それはその場においてまた次のステップに行けばいい。これはあくまでも政治倫理審査会の話で、条例第3条から第7条までのことです。これに基づいて審査した結果ということです。やはり議員辞職もありましたからね。ですから、この条例に沿ってやるべきだと。これ以上でもこれ以下でもないんです。議員が議員を裁くなというけれど、やはりその議員が第3条に抵触すれば、議会内でこういう審査会を設置して、その中で条例に沿って対応していくと。これが本来の筋であろうと私は思います。

宮本政志委員長 分かりやすいですね。政治倫理条例を変えるべきではない論拠になっていますね。第3条に抵触し、違反が確定して嚴重注意と謝罪文の朗読が課せられた場合に、仮にそれを拒否されたらそれは仕方ない

と。仮に国家賠償請求されたら、それはそのときに対応を考えるべきであると。だから、政治倫理条例にはそもそもやはり手をつけるべきではないということですね。これに対してきちんと議論に入っていただきたいです。

山田伸幸議員 国家賠償と言われるんですけど、一度下したものの回復となったときに、議会はこういったことができるんだろう。それについては何の規定もないですので、ここで処罰を受けた議員はやられっ放しになってしまう。だから、議員の名誉回復というはどこにも規定がないです。そういうことが大きな問題だと思います。

宮本政志委員長 矢田議員、今の山田議員の御意見について何かありますか。

矢田松夫議員 次のステップ、裁判所とか第三者機関とかのほうで対応するべきだと思うんです。僕は、24時間議員として疑いを持たれるなという全体の話をしているんです。疑いを持たれたらどうなるのかということであれば、やはり議会の中で議員を審査会にかけるべきだと。国家賠償などはその次のステップじゃないんですかね。そうなった場合にどうするかをここで決めるんですか。

山田伸幸議員 議会はかなり大きな権限を持つところですから、やはり慎重でなくてはいけません。間違った決断をしたときにはそれなりの責任を問われるわけですが、以前にあったときにはそこで期が終わりましたので、前期のことには及ばないということで裁判にもなりませんでしたが、実際にそういったおそれもあったわけです。油断しているときもあるかもしれませんが、皆、市民のために頑張っていきたい、24時間議員をしているという思いで立候補してきていると思うんです。ただ、この第3条第1号を利用して足をすくおうということが今まであったわけですから、そういったこと自体を止めようとするれば、やはり条文一つ一つ見ていくと、先ほど言ったように、第6条、第7条は法的にも弱点を

抱えていると思いますので、もしどうしても政治倫理条例が必要となるのであれば、それを全部埋めたようなものをつくり変える必要が出てくるということです。

宮本政志委員長 だから、つくり変える必要性もなく、日本共産党は、本市の政治倫理条例はもう廃止すべきだという結論ですね。

伊場勇委員 矢田議員の意見に対して意見したいんですけど、措置を強制したときに被審査議員から国家賠償が起こったら、それはそのときに考えればいいというのは暴論だと思います。そうならないようにきちんと整備する必要があると思います。政治倫理条例は、ある意味で議会の自浄作用で、これがあるからみんな気をつけようという意味合いもあると思います。政治倫理条例が行動規範になるかもしれませんが、では、それがなくなるときちんとできないのかとも思うんです。例えば議会基本条例に我々の議会活動や議員活動のことが書かれていますから、私たちはそこでしっかり理解すればいいと思います。

宮本政志委員長 伊場委員は、議会基本条例第27条のことに触れましたが、それは後から行きたいんですよ。それと、先ほど矢田議員の発言を暴論とおっしゃったけど、矢田議員からすると廃止しろというほうが暴論だと見えるから、暴論という言葉は少しどうかと思います。矢田議員以外の皆さんは、これまで議論を尽くしてきた結果、第3条にしても第5条にしても第6条にしても第7条にしても改正が難しいと。もう政治倫理条例は廃止すべきじゃないかという御意見を言われていますね。一切手を加えるべきではないという矢田議員の意見は別に暴論ではないので、あまりそういう言葉を使わずにお願いします。ほかの皆さん、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 今までの政治倫理審査会の決定が違法なのかということについては、今までは条例の下で行ってききましたので、条例の改廃によって

今までの政治倫理審査会の決定が違法になるということはないと思います。ただ、これまでを振り返ってみての問題点を議論しているわけですから、今後どうするかというのは今から我々で議論していかなくてはならないと考えます。

宮本政志委員長 休憩を入れましょう。暫時休憩します。

午後 2 時 2 5 分 再開

午後 2 時 3 5 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。休憩前までの議論を聞いておきますと、政治倫理条例は廃止の方向性がすごく濃いような感じがするんです。そうしますと、議会基本条例第 27 条に大きく絡んでくるんです。特に政治倫理条例の廃止という御意見をおっしゃっている皆さんに御意見をお聞きしたいんですが、いかがですか。

大井淳一郎委員 これは議会基本条例第 27 条に関連することです。以前にも申し上げましたが、第 27 条第 2 項で議員の政治倫理の規範を条例で別に定めることになっており、これが政治倫理条例につながっております。もし政治倫理条例が廃止となれば、議会基本条例第 27 条第 2 項は削除となります。第 27 条第 1 項をどうするかについては、今から議論していかなくてはいいかと思えます。

宮本政志委員長 議会基本条例第 27 条第 2 項には条例で別に定めることを規定しているから、条例がなくなれば第 2 項も当然なくなると。みらい 21 は、第 1 項の改正も踏まえて議論したほうがいいという御意見ですね。

大井淳一郎委員 第 27 条第 1 項について、やはり倫理という言葉だけでは一般倫理と職業倫理が混同することになりますので、伊場委員もかつて言

っていたと思うんですが、職業倫理という表現を加える形で改正すべきだと考えます。

宮本政志委員長　みらい21と創政会は、もともと議論の中で一般倫理と政治倫理の違いについて職業倫理という言葉を変えて議論されていました。だから、政治倫理条例をなくして第27条第1項の文言を改正するというのはすごく整合性が取れていると思います。ほかに御意見はございますか。

山田伸幸議員　第27条については、倫理性のところに「政治的な」などの言葉を入れればよいと思います。第2号については廃止です。

伊場勇委員　初めに、先ほど矢田議員に暴論だと言いましたが、個人の意見としては尊重します。その上で、国家賠償訴訟が起こった場合についても大切な論点としてしっかりと考えていくというところがございますので、御理解いただきたいと思います。第27条については、政治に関わる者が持つべき職業倫理であることを明文化して、政治倫理を常に自覚するようにしっかり組むべきだと思います。

宮本政志委員長　伊場委員、前回も創政会は一貫して職業倫理ということを議会基本条例に入れ込むとおっしゃっているので、もし第27条第1項の案があれば示していただくような流れになると思うんだけど、案はお持ちですか。

伊場勇委員　持っています。

笹木慶之委員　私は、先ほど言いましたように、第27条第2項については要らないと。第7章は、議員の政治倫理及び身分待遇等になっているわけです。第2項は要らないとなると第1項だけの条文になってしまうんだけど、一つ気になるのは、品位を保持するという部分が長くなるかもし

れないが、「市民の代表として倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養う」という文言は必要だと思います。

宮本政志委員長 このままでいいということですか。

笹木慶之委員 意味合い的にはそうです。だから、あまり細部のことは言わないほうがいいと思ってね。

伊場勇委員 笹木委員のおっしゃることもよく分かるんですけども、この解釈によって、主観ではいろいろな捉え方があると思います。範囲についてもいろいろあると思いますので、しっかりここは、政治に関わる職業倫理というものが必要だと考えているところです。

宮本政志委員長 大井委員も笹木委員も伊場委員も地方自治法を前提として御意見を言われていますね。矢田議員や吉永議員は、御意見はございますか。

吉永美子議員 要は政治倫理条例を廃止すべきだという会派が多数だと思っております。私はそれが駄目だと言っているのではないですが——もう政治倫理審査会を設置する必要はないという考え方ですか。

大井淳一郎委員 政治倫理条例を廃止するということは、政治倫理審査会を設置しないということになります。市民から見て議員としてふさわしくないじゃないかということがもし起きた場合は、前から言っていますが、4年に1回の選挙での投票行動で示していただき、議員はそれを受ける形になると思います。

笹木慶之委員 第27条の関係は地方自治法のほうから入ってきている部分があるんだけど、その原点は、先ほど少し言ったかもしれませんが、政治倫理とは何かということが実はあるわけです。その言葉を使っております。

すのが、政治権力を行使する者が守るべき倫理という定義があるんですよ。だから、これについてはもう第27条で「識見を養うよう努めなければなりません」という言葉を置いておけばしっかり関わっていけると思います。それ以上のことは定めないほうが良いと思う。

伊場勇委員 何度も言っていますが、地方議会には政治倫理審査会の法律上の根拠がないというところが原点にあります。職業倫理としての政治倫理というものは、また後で申し上げますけれども、議員個人が政治倫理というものを職業倫理として保持していくと。個人に委ねられる部分だと思います。

吉永美子議員 政治倫理については、審査会を開くことが是だという思いではありません。これから年数が経過して議員がどんどん変わったときに、議員が自分を律する基準がきちんと明文化されていることが必要じゃないかという思いで、修正をして残すと言ってきたつもりです。ですので、廃止という話が出ている中で、議会基本条例第27条をどうするという事について、私の願いを申します。議員政治倫理条例第3条に基準がありますよね。その言葉を第27条に入れることはできないのかと思っています。要は、政治倫理条例は消えてしまうけれども、私たちが自分を自分で律する基準として、具体的にこうしてはいけないんだということが書かれているほうがよいと。第1号から第6号までの言葉を議会基本条例第27条に入れることはできないだろうか。廃止をするのであれば、そういうふうに思っています。後は皆さんがどう考えられるかですけれども、議員が自分を律するために具体的なことを明文化しておくべきじゃないかと思っています。

宮本政志委員長 そうしますと、第27条第1項を改正しなければいけないということですね。創政会は、改正案をお持ちだということでしたね。吉永議員は、第27条第1項の中に、現在の政治倫理条例第3条第1号から第6号までをそのまま入れるか、または踏襲できるような文言を追加

してほしいと。創政会の案は、政治倫理基準の第1号から第6号まで盛り込んで解釈できるようなものかどうか分からないですけど、今から休憩に入ってお示ししたほうがいいですね。ここで暫時休憩します。

午後2時51分 休憩

午後3時5分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。基本条例第27条第1項の部分について、創政会案をお聞きします。

伊場勇委員 創政会案としましては、第27条第2項を削除しまして、第1項を次のように変更します。「議員は、政治に携わる者が持つべき職業倫理である政治倫理を常に自覚しなければなりません。」

宮本政志委員長 ありがとうございます。今、創政会から案が出ましたが、御意見はありますか。

山田伸幸議員 議員は、特別地方公務員ではあるんです。職業倫理と政治倫理をイコールで言い換えているんですけど、これは違うんじゃないかと思えます。政治に携わるのは誰でもできるわけですから、職業倫理とここで規定するのはちょっとどうなのかなと。政治的倫理とかいうのであれば、私は分かります。

伊場勇委員 この書き方は非常に考えたところですが、そもそも、政治倫理は、単なる道徳ではないです。そのため、「政治に携わる者が持つべき職業倫理」という書き方をし、その後に政治倫理という文言を加えています。これは政治を行うに当たっての行動規範になると思います。ここには書き加えておりませんが、政治家としての地位を利用して私的な利益を追求するような行為はしてはいけませんと。また、議員の地位を利用して

報酬を受領するというのもしてはいけませんと。また、議会では議案などが出されて、質疑や論議や表決を行います。そういった場合にも、そういうところに関わりがあるっていうものも表明したり辞退したりしなければならない。これは行動規範になりますが、そういうことも踏まえたものが政治倫理であって、道徳とは違う部分なので、こういった書き方をさせていただいたということです。

大井淳一郎委員 議員の職業倫理を調べてみると、民主主義や法の遵守、国民の利益の優先など、議員が果たすべき役割や行動規範ということで、先ほど伊場委員の言われたことと整合すると思います。この職業倫理という言葉を入れることによって、私たちが守るべき政治倫理が明確になると思っております。

宮本政志委員長 伊場委員、先ほど吉永議員は現状の政治倫理条例第3条のことを言われたけど、この文言で第3条第1号から第6号までは十分担保されるとお考えですか。

伊場勇委員 私が先ほど申し上げました行動規範については、皆さんはもちろん熟知されていると思いますし、政治家として、議員としての行動に関わってくるところは御理解いただけていると思います。まず、倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うことについては、もっと具体的に書くのであれば、例えば逐条解説に載せるとかでもよろしいと思っています。

山田伸幸議員 政治倫理条例の政治倫理基準に掲げられている第2号以降のものについては、それぞれ地方自治法とか、政治資金規正法とかに抵触するものですので、それを上げる必要ないと思います。

大井淳一郎委員 この政治倫理基準は、恐らく地方自治法等には抵触しないけど、倫理的にどうかというものが規定されています。地方自治法で禁止

しているのは請負禁止とかそういうことなんですよね。厳密には抵触することもあるかもしれないし、法には抵触しないけど倫理的に問題があるものを政治倫理基準として定めているという認識です。事務局、わかりますか。

岡田議会事務局議事係長 大井委員と同じ認識です。ケースによっては他の法律に抵触する場合もあるとは考えますが、ここで規定しているものは法律の規定に抵触しない場合であっても政治倫理として行ってはいけないものなどの基準として書かれていると考えております。

笹木慶之委員 全体的にはこれでいいと思うんですけど、「政治に携わる者が持つべき」とあるところは、「政治に携わる者が守るべき」という用語を使って表現したほうがいいと思います。職業倫理であるということも賛否両論あるかもしれないけど、政治倫理を常に自覚しなければならないという流れとすれば、「持つべき」を「守るべき」に変えるべきだと思います。

宮本政志委員長 今、笹木委員から「持つべき」を「守るべき」に変えたほうがいいという意見がありましたが、それは後で考えましょう。まず、創政会案そのものに対して何か御意見はございますか。

山田伸幸議員 今までの政治倫理条例違反ではなくて、今度は議会基本条例違反ということで出てきそうな気がしますね。

宮本政志委員長 全体としては、皆さん、この創政会案でよろしいんですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）では、掘り下げましょう。先ほど至誠一心会の笹木委員から、「持つべき」を「守るべき」に変えたらどうかという御意見が出ましたが、それについてどう思いますか。（「「守るべき」のほうがいい」と発言する者あり）

伊場勇委員 倫理については、「持つ」という言い方もできますし、「守る」ということもあります。行動規範であるので、「守る」のほうがいいんじゃないのかと思いました。

大井淳一郎委員 倫理を守るとか倫理感を持つとかありましたけれども、笹木委員の指摘はごもっともですね。調べると、倫理を守る、倫理感を持つという言い方なので、この場合は「守る」のほうが適切ではないかと考えます。

山田伸幸議員 「守る」でいいと思います。

吉永美子議員 どちらでもいいと思いますけれども、一般的な感覚からすると、やはり「守るべき」のほうが取り入れやすいかもしれません。

矢田松夫議員 条文は僅か2行だけど、今の第3条全てを包括した内容であるから、私はこのままでいいです。私は、別に定める政治倫理条例を残せという立場だからどうこう言えないですが、この字句だけを見ると、よくまとめているなと思うし、「守るべき」ということでいいという意見しか言えないです。

中岡英二副委員長 私も「持つべき」よりも「守るべき」という言い回しのほうが強く感じますので、そちらでいいんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 そうすると、創政会案からがらりと変えようという御意見は出ないですね。ここで暫時休憩します。

午後3時19分 休憩

午後3時25分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。政治倫理条例の廃止の中の議論で、基本条例第27条第2項に関しては、政治倫理条例を廃止すれば必要なくなるので削除でよろしいんですが、第1項に関しては創政会案を基にして、「持つべき」を「守るべき」にしてはどうかということ御意見を頂きました。この改正案は、高松議長に相談して、御指示の下で委員長と事務局で調整し、今後の議会運営委員会で提示させていただきます。本日の議会運営委員会では、現在の山陽小野田市議会政治倫理条例の廃止について議決を採りたいと思います。山陽小野田市議会議員政治倫理条例は廃止する方向でよろしいですか。（「異議なし」と発言する者あり）それでは、議会運営委員会としては、山陽小野田市議会議員政治倫理条例を廃止する方向性を決定しました。ここで暫時休憩します。

午後 3 時 3 1 分 休憩

午後 3 時 3 2 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。続きまして、付議事項2点目です。議会アドバイザー江藤俊昭氏による議員研修について、事務局から説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 これまでの議会運営委員会におきまして、研修の実施やその内容につきまして御協議いただきました。それを受けまして、講師をお願いする江藤俊昭先生とスケジュール等を再調整したところ、研修の日付が確定し、さらに内容のめどが立ちましたので、お知らせします。日時は令和7年3月31日月曜日午前10時30分から、場所は市役所3階の第2委員会室、内容は「これからの地方議会と議員の在り方とは」と題しまして御教授いただく予定です。説明は以上です。

宮本政志委員長 事務局から説明がございましたが、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、3点目に入ります。令和7年第1回（3月）定例会に関する事項について、事務局から説明してください。

岡田議会事務局議事係長 （1）常任委員会の所管事務調査報告については、産業建設常任委員長から申入れがあったものです。（2）議事日程案の変更につきましては、付議事項2と付議事項3（1）を踏まえた変更となります。3月7日の議事日程中、冒頭に「常任委員会の所管事務調査報告」を加え、また、3月24日の議事日程中「付託案件（令和7年度関係議案）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決」の次に「議員派遣について」を加えております。説明は以上です。

宮本政志委員長 付議事項3の（1）、（2）について、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）この視察は3月定例会の直前に行かれていたけど、委員長と書記が視察報告をまとめたので感謝しています。なかなかスピード感があってよかったと思います。それでは、付議事項4点目に入ります。全員協議会の開催日時の確認について、事務局、説明してください。

岡田議会事務局議事係長 このたびの議運決定事項の報告を3月6日木曜日午前9時30分からの全員協議会でお願いしたいと考えています。

宮本政志委員長 付議事項4点目、御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項5、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、第44回議会運営委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

午後3時36分 散会

令和7年（2025年）3月3日

議会運営委員長 宮本政志